

# 子ども・子育て支援新制度に 移行した幼稚園等を 利用するときの手続きについて



山県市役所（こども・健康課）

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1

TEL (0581) 22-6839

FAX (0581) 22-2117

E-mail [kodomo@city.gifu-yamagata.lg.jp](mailto:kodomo@city.gifu-yamagata.lg.jp)

# 私立幼稚園等（新制度園）について

ここでいう「新制度」とは、「子ども・子育て支援新制度」を指します。子ども・子育て支援新制度とは、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法令の整備法）に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的、計画的に推進させることを目的とした制度です。

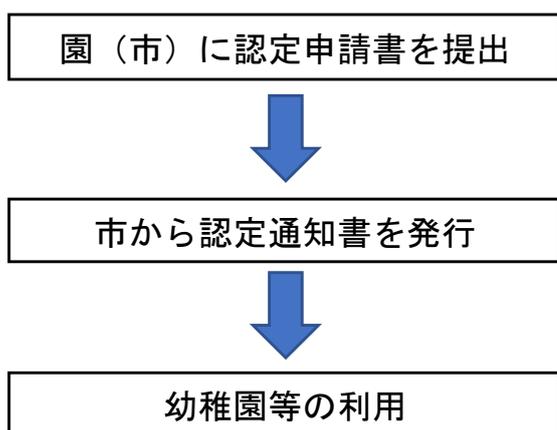
## 利用手続きについて

新制度園のうち、幼稚園等の幼稚園枠に在籍している方には、「子どものための教育・保育給付認定申請書」（以下「教育・保育給付認定申請書」）を提出していただきます。預かり保育の利用給付を希望する場合は、あわせて「子育てのための施設等利用給付認定申請書」（以下「施設等利用給付認定申請書」）を提出し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

通園先	預かり保育料に対する給付	必要な認定
幼稚園等 （新制度園）	希望しない	<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定（教育認定）
	希望する	<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定（教育認定） <input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定（保育認定）

※「教育・保育給付認定申請書」は白色の紙、「施設等利用給付認定申請書」は水色の紙になります。

### ◆ 入園までの流れについて



認定申請は、幼稚園等を通じて行います。  
認定申請書を提出し、認定を受けないと、無償化の対象になりません。認定申請書の不備や提出忘れには、十分ご注意ください。  
入園を希望する月の前月の1日から15日（休日の場合翌営業日）までに申請が必要です。



### ◆ 保育料について ※ 満3歳児…3歳の誕生日のあと、最初の3月31日までの間にあるこども

国の幼児教育・保育の無償化により、満3歳児クラスから5歳児クラスに在籍する全階層で保育料（教育標準時間部分）が「0円」となります。ただし、課税状況を確認させていただく必要があります。

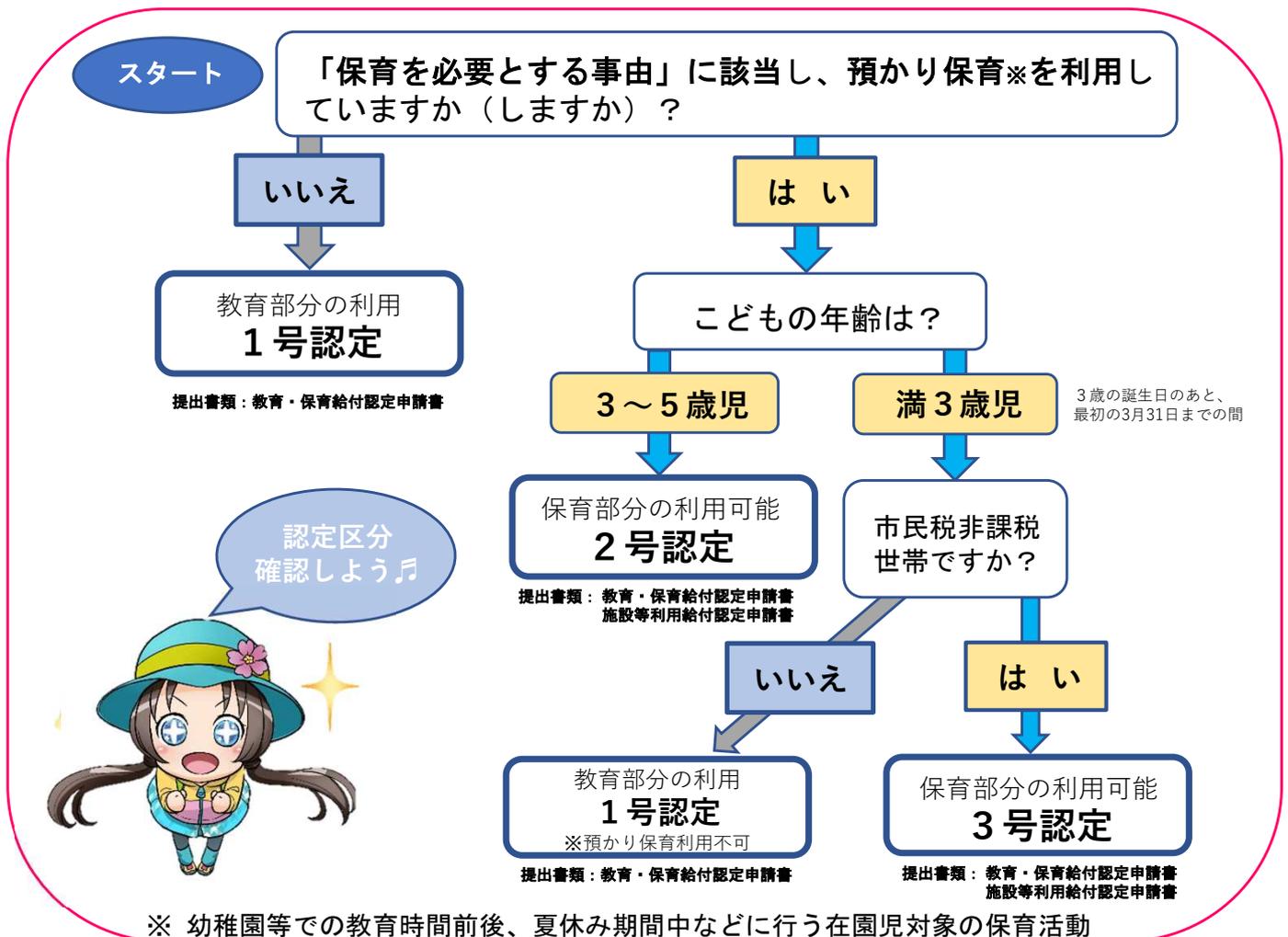
なお、各園において、保育料とは別に上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための対価）や実費徴収（給食費、園バス代等）を行っている場合があります。その部分は引き続き保護者負担となります。詳細は各園にお問い合わせください。

## ◆ 「保育を必要とする事由」と「認定の有効期間」について

2号・3号認定（保育認定）を受けるためには、保護者のそれぞれが、次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

また、保育を必要とする事由によって、認定の有効期間が異なります。

	保育を必要とする事由	認定の有効期間
1	1か月に64時間以上働いている（家事以外）	就労する期間
2	妊娠中または、出産後間がない	出産予定日前6週から、産後8週
3	疾病、負傷または、心身の障害のため保育ができない	治療に要する期間
4	同居の親族を常時介護または、看護している	介護に要する期間
5	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている	災害復旧に要する期間
6	求職活動を継続的に行っている	90日
7	就学または、職業訓練を受けている	就学、職業訓練期間



### 【注意】

認定の有効期間内に、保育を必要とする証明書類を提出せず認定有効期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、預かり保育にかかる「子育てのための施設等利用給付」（無償化）を受けることができなくなります。

## ◆認定の申請について

認定の申請は、認定区分に応じて次の書類を幼稚園等に提出してください。

### (1) 提出書類

認定区分	提出書類 (別添の「提出書類チェックリスト」を参照)
1号認定 (教育部分)	・教育・保育給付認定申請書 ・ <u>本人確認書類</u> ※1
2号認定	} 両方の申請書が必要
3号認定 (保育部分)	

※1 認定申請書には、申請児童、保護者および世帯員のマイナンバーの記入が必要です。  
マイナンバーが記載された書類は、法令の規定により、本人確認書類の提示が必要となります。  
施設経由で申請書を提出する際には、申請保護者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード等）および、身分証明書類（運転免許証等）の写しを必ず同封してください。

### (2) 添付書類（保育認定部分の2号認定・3号認定）

保護者それぞれの①および②の保育が必要な事由を確認できる書類が必要です。

	保育が必要な事由	保育の必要性を証明する書類
1	就労（家事以外） （月64時間以上）	会社等勤務 ①就労証明書に事業所の証明を受けたもの
		自営 ①就労証明書に証明をしたもの ②営業許可証、開業届、確定申告書等の写し
2	妊娠・出産	①家庭状況証明書（就労以外） ②母子健康手帳の写し（氏名と出産（予定）日が確認できるページ）
3	疾病・負傷・障害	疾病・負傷 ①家庭状況証明書（就労以外）※医師の証明が必要
		障害（手帳有り） ①家庭状況証明書（就労以外） ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
		障害（手帳なし） ①家庭状況証明書（就労以外）※医師の証明が必要
4	介護・看護	①家庭状況証明書（就労以外）※医師の証明が必要
5	災害復旧	①家庭状況証明書（就労以外） ②災害の内容がわかる証明書（罹災証明書等）
6	求職活動 ※2	①家庭状況証明書（就労以外） ②ハローワークなどの証明書
7	就学・職業訓練	①家庭状況証明書（就労以外） ②在学証明書（在学期間が確認できるもの）

※2 インターネットや情報誌等で求人情報を閲覧するのみでは、求職活動にあたりませんのでご注意ください。

## ◆認定区分の変更について

転職、退職、勤務時間の変更、その他の生活の状況に変更があった際には、必ずその都度、下の表にある書類を提出し、認定変更申請・届出をしてください。

主な変更の内容	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所の変更（市内外問わず）</li> <li>・連絡先の変更</li> <li>・保護者、子の氏名の変更</li> <li>・保育が必要な事由の変更（就労→疾病、就労→介護）等</li> </ul>	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書（届出事項変更届）兼再交付申請書（以下「変更申請書」）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の必要な事由がなくなった（退職、疾病の治癒等）</li> </ul>	変更申請書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が必要な事由が生じた（就労、疾病、介護等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更申請書</li> <li>・施設等利用給付認定申請書</li> <li>・保育の必要性を証明する書類</li> </ul>

※ 変更内容により、変更事項を証する書類を添付する必要がありますので、速やかに市に連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。

市外への転出については、新住所地で新たに認定を受ける必要があります。転出先の担当窓口でお尋ねください。認定は、原則保護者の住所地で行います。

※ 年度途中の変更は、変更を希望する前月の1日から15日（休日の場合翌営業日）までに変更申請が必要です。例：6月1日から預かり保育を利用→5月1日から15日にまでに申込み

※ 各証明書の期間における月末までが認定終了の期間となります。ただし、在留期間がある場合は、在留期間の日までとなります。

## ◆現況確認（保育の必要性の継続確認）について

2号認定・3号認定（保育認定）を受けた場合、毎年、認定内容と事実とに相違がないか、「現況届」と「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出が必要です。

認定内容の継続が確認できない場合（認定内容に変更が生じている、認定に必要な要件が欠けている等）は、認定の取消しや認定の変更等、必要な措置を講じます。

現況確認は、毎年2月から3月ごろに幼稚園等を通じて案内します。

認定を受けたときと  
家庭状況などが変化したときは、  
その都度、手続きが必要だよ！！



名山めぐりイメージキャラクター  
山県さくら

## 無償化の対象となる費用の給付方法について

### ◆預かり保育料について

預かり保育とは、幼稚園等の教育時間の前後、夏休み期間中などに在園児を対象とした保育活動のことをいい、保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児のこども（保育部分の2号認定）が、幼稚園等が実施する預かり保育を利用した場合は、1日450円、月額上限11,300円まで無償化の対象となります。

満3歳児のこどもの場合は、保育の必要性の認定を受けていることに加え、市民税非課税世帯の場合（保育部分の3号認定）に限り、1日450円、月額上限16,300円まで無償化の対象となります。

●預かり保育料に係る施設等利用給付を受けるためには、「施設等利用費請求書」の提出が必要です。預かり保育を利用の際、利用料を幼稚園等に支払った後、幼稚園等が発行する預かり保育利用料の領収書等の証明書を添付して「施設等利用費請求書」を市へ提出していただきます。

請求書の提出時期は、原則、四半期ごとに幼稚園等を通じて案内します。

※保育部分の「2号認定・3号認定」を受けたことで預かり保育の利用が保障されるものではありません。

※各園によりの実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接園にお問い合わせください。

※「1号認定」のこどもが預かり保育を利用した場合は、全額保護者負担となります。



山県市観光親善大使  
ナッチョルくん